

## ○国際教養規程

(平成 15 年 2 月 18 日警察訓令第 8 号)

改正 平成 20 年 3 月 14 日警察訓令第 9 号 平成 28 年 3 月 7 日警察訓令第 5 号  
令和 4 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号

国際教養規程を次のように定める。

### 国際教養規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県警察職員(以下「職員」という。)に対する国際教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第 2 条 職員に対する国際教養は、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 語学教養
- (2) 外国語技能検定及び外国語検定
- (3) 海外派遣研修
- (4) 国際感覚を身に付ける教養

(語学教養)

第 3 条 語学教養は、警察大学校国際警察センター(以下この条において「警察センター」という。)及び管区警察学校(以下この条において「管区学校」という。)における語学研修、語学委託教養並びに警察本部における語学研修とする。

2 警察センター及び管区学校における語学研修の言語、期間、人員、資格その他の実施要領については、実施の都度、警務部教養課長(以下「教養課長」という。)が所属長に通知するものとする。

3 語学委託教養は、民間の語学学校において次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 岡山県警察通訳センターの通訳指定者又は通訳要員候補者の語学能力を向上させるための教養
- (2) 警察センター及び管区学校における語学研修を予定している者の語学能力を向上させるための教養
- (3) 警察活動を実施する上で、必要性の高い外国語を職員に習得させるための教養

4 警察本部における語学研修は、語学能力を有すると認められる職員に対して実施するものとする。

(外国語技能検定等)

第 4 条 教養課長は、警察庁が実施する外国語技能検定及び民間の団体が実施する外国語検定(以下「外国語技能検定等」という。)の受検を職員に勧奨するものとする。

2 外国語技能検定等の結果は、語学教養及び海外派遣研修を実施する職員の選考、人事配置等に活用するものとする。

3 職員は、個人で民間の団体が実施する外国語検定を受検した場合は、その結果を速やかに所属長に報告するものとする。

(海外派遣研修)

第5条 海外派遣研修は、警察庁が実施する青年警察官海外研修及び岡山県警察が実施する海外研修とする。

(国際感覚を身に付ける教養)

第6条 所属長は、職場教養として、諸外国の風俗習慣等に精通している職員又は部外講師による特別教養を実施する等、あらゆる機会をとらえて所属職員に国際感覚を身に付けさせるよう努めるものとする。

(配意事項)

第7条 国際教養の推進及び実施に関しては、教養課長は、警務部警務課長、通訳センター所長(刑事部組織犯罪対策第二課長をいう。)及び警備部外事課長と連携し、体系的かつ継続的な人材の育成に努めるものとする。

2 所属長は、研修生が語学委託教養又は警察本部における語学研修に参加することができるよう勤務の計画等に配意するものとする。

(細目事項)

第8条 この訓令の実施のため必要な細目事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日警察訓令第9号)

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 〔前略〕第16条(第7条第1項の改正規定を除く。)[中略]の規定 公布の日

2 〔略〕

附 則(平成28年3月7日警察訓令第5号)

この訓令は、平成28年3月22日から施行する。

附 則(令和4年3月10日警察訓令第9号)

この訓令は、令和4年3月11日から施行する。